

## 別紙2

### 超軽量動力機等操縦者健康診断判定基準

1. 遠距離視力は一眼でそれぞれ0.3以上かつ両眼で0.7以上（矯正視力を含む、以下同じ。）であること。また、一眼の視力が0.3未満の者若しくは一眼が見えない者は他眼の視野の左右の和が150度以上で、視力は両眼で0.7以上であること。ただし、矯正によって上記基準を満たすものは、矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の使用を条件とする。
2. 聴力は日常会話に支障がないこと。
3. 言語は明瞭であること。
4. 色覚については、赤色、青色、及び黄色の識別ができること。
5. 血圧は、座位で最高血圧95mmHg以上160mmHg以下、最低血圧は50mmHg以上95mmHg以下であること。ただし、最高血圧が95mmHg未満又は最低血圧が50mmHg未満の場合であっても、自覚症状を伴う起立性低血圧がないときは、健康診断判定基準に適合するものとみなす。使用可能な降圧薬（降圧利尿薬、カルシウム拮抗薬、β-遮断薬、ACE阻害薬及びAⅡ受容体拮抗薬をいう。）を使用している場合であって、当該降圧薬の使用により血圧値が基準値を超えず、かつ、一定用量が維持されてから1ヶ月間を経過した後使用降圧薬による副作用が認められないときも同様とする。
6. 精神障害若しくはてんかん又はこれらの既往歴がないこと。
7. 薬物（麻薬、鎮静薬、睡眠薬、幻覚剤、揮発性溶剤その他の精神作用物質をいう。）依存若しくはアルコール依存又はこれらの既往歴がないこと。
8. 四肢の異常がないこと、及び関節機能に障害のないこと。ただし、航空業務に支障のないものはこの限りでない。
9. 現在治療を必要とする疾病がないこと。ただし、航空業務に支障のないものはこの限りでない。